

令和3事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和4年 12月
高松国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

II 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,673件（前年対比241.1%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,369件（同228.2%）、その申告漏れ所得金額は160億76百万円（同153.0%）、追徴税額は39億9百万円（同154.1%）となっています。

(注)1 令和3事務年度の調査事績は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和3年7月から令和4年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

3 各計表における前年対比は、四捨五入前の計数により算出しています。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 694	% 30.3	件 1,673	% 241.1
非違があった件数	2	件 600	% 32.0	件 1,369	% 228.2
うち不正計算があった件数	3	件 256	% 39.3	件 483	% 188.7
申告漏れ所得金額	4	百万円 10,505	% 57.1	百万円 16,076	% 153.0
うち不正所得金額	5	百万円 5,154	% 63.1	百万円 6,052	% 117.4
調査による追徴税額	6	百万円 2,536	% 64.7	百万円 3,909	% 154.1
うち加算税額	7	百万円 484	% 69.2	百万円 631	% 130.4
不正発見割合(3/1)	8	% 36.9	ポイント 8.5	% 28.9	ポイント ▲8.0
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 15,137	% 188.5	千円 9,609	% 63.5
不正1件当たりの不正所得金額(5/3)	10	千円 20,133	% 160.6	千円 12,530	% 62.2
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 3,654	% 213.6	千円 2,337	% 63.9

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、法人消費税について、1,661件（前年対比243.5%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,067件（同230.5%）、その追徴税額は13億85百万円（同189.2%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	682 件	30.8 %	1,661 件	243.5 %
非違があった件数	2	463 件	32.8 %	1,067 件	230.5 %
うち不正計算があった件数	3	214 件	42.3 %	417 件	194.9 %
調査による追徴税額	4	732 百万円	28.4 %	1,385 百万円	189.2 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	343 百万円	84.9 %	575 百万円	167.8 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	1,073 千円	92.2 %	834 千円	77.7 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	1,601 千円	200.6 %	1,379 千円	86.1 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和3事務年度においては、1,854件（前年対比240.5%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は667件（同214.5%）で、その追徴税額は7億48百万円（同221.5%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	110,266 件	99.6 %	110,413 件	100.1 %
実地調査件数	2	771 件	29.6 %	1,854 件	240.5 %
非違があった件数	3	311 件	33.3 %	667 件	214.5 %
うち重加算税適用件数	4	45 件	43.7 %	100 件	222.2 %
調査による追徴税額	5	338 百万円	59.2 %	748 百万円	221.5 %
調査1件当たりの追徴税額	6	438 千円	200.0 %	403 千円	92.0 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から28百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、123件（前年対比205.0%）に対し実地調査を実施し、消費税2億39百万円（同239.8%）を追徴課税しました。また、そのうち26件（同236.4%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、28百万円（同70.4%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 60	% 42.0	件 123	% 205.0
非違があった件数	2	件 42	% 48.8	件 89	% 211.9
うち不正計算があった件数	3	件 11	% 44.0	件 26	% 236.4
調査による追徴税額	4	百万円 100	% 50.4	百万円 239	% 239.8
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 40	% 159.0	百万円 28	% 70.4
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	千円 1,664	% 120.1	千円 1,946	% 116.9
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	千円 3,629	% 361.1	千円 1,080	% 29.8

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 海外取引法人等に対する取組

～ 海外取引等に係る調査で9億15百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を230件（前年対比198.3%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、74件（同189.7%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を9億15百万円（同220.0%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	件 116	% 40.7	件 230	% 198.3
海外取引等に係る非違があった件数	2	件 39	% 35.8	件 74	% 189.7
うち不正計算があった件数	3	件 2	% 25.0	件 2	% 100.0
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	4	百万円 416	% 14.7	百万円 915	% 220.0
うち不正所得金額	5	百万円 3	% 0.5	百万円 9	% 300.0

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から2億44百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税1億26百万円（前年対比48.8%）、消費税1億18百万円（同82.2%）、合わせて2億44百万円（同60.8%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税96百万円（同56.1%）、消費税42百万円（同68.8%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
法人税	実地調査件数	1	件 25	% 50.0	件 31	% 124.0	
	うち不正計算があった件数	2	件 6	% 28.6	件 8	% 133.3	
	調査による追徴税額	3	百万円 258	% 74.6	百万円 126	% 48.8	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 171	% 53.4	百万円 96	% 56.1	
消費税	実地調査件数	5	件 20	% 62.5	件 28	% 140.0	
	うち不正計算があった件数	6	件 6	% 46.2	件 8	% 133.3	
	調査による追徴税額	7	百万円 143	% 159.4	百万円 118	% 82.2	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 61	% 149.3	百万円 42	% 68.8	
調査による追徴税額合計		9	百万円 401	% 92.0	百万円 244	% 60.8	
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 232	% 64.3	百万円 138	% 59.5	

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

参考計表

○ 不正発見割合の高い5業種（法人税）

順位	業種目	項目	不正発見割合	前年 順位	(参考)
					不正1件当たり の不正所得金額
			%		千円
1	管	工	42.3	—	3,750
2	職	別	39.7	2	6,056
3	貨	物	37.9	5	8,608
4	建	築	36.1	—	3,428
5	電	気	35.5	1	5,279

(注) 網掛は「不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな5業種」にも掲載された業種を示します。

(参考) 上位3業種の具体的な業種の内容例は次のとおりです。

順位	業種目	具体的な業種の内容	
1	管	工	冷暖房設備工事、給排水・衛生設備工事、ガス配管工事
2	職	別	とび・コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、左官工事、塗装工事、内装工事、はつり工事、解体工事
3	貨	物	宅配、引越しサービス、特別積合せ貨物運送、限定免許(重量・ミキサー、タンクローリーなど)の貨物運送

○ 不正申告1件当たりの不正所得金額の大きな5業種（法人税）

順位	業種目	項目	不正1件当たり の不正所得金額	前年 順位	(参考)
					不正発見割合
			千円		%
1	廃	棄	40,385	—	30.0
2	貨	物	8,608	2	37.9
3	一	般	8,025	—	25.8
4	職	別	6,056	1	39.7
5	電	気	5,279	5	35.5

(注) 網掛は「不正発見割合の高い5業種」にも掲載された業種を示します。

(参考) 上位3業種の具体的な業種の内容例は次のとおりです。

順位	業種目	具体的な業種の内容	
1	廃	棄	産業廃棄物処理、一般廃棄物処理、その他の廃棄物処理、産業廃棄物収集・処理
2	貨	物	宅配、引越しサービス、特別積合せ貨物運送、限定免許(重量・ミキサー、タンクローリーなど)の貨物運送
3	一	般	一般土木建築工事